

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成27年 4月24日
【会社名】	株式会社コーセーアールイー
【英訳名】	KOSE R.E. Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 諸藤 敏一
【本店の所在の場所】	福岡市中央区赤坂一丁目15番30号
【電話番号】	092-722-6677（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 吉本 晋治
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区赤坂一丁目15番30号
【電話番号】	092-722-6677（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 吉本 晋治
【縦覧に供する場所】	株式会社コーセーアールイー東京支店 （東京都千代田区神田美土代町9番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

1【提出理由】

平成27年4月23日開催の当社第25期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年4月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、諸藤敏一、吉本晋治、山本 健、西川孝之、國分正剛を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、井手森生、吉戒 孝、柳澤賢二を選任する。

第4号議案 定款一部変更の件

平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による会社法の改正（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」という。）に伴い、監査等委員会設置会社へ移行するために、定款の一部を変更する。また、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲を変更するために、定款の一部を変更する。

本定款変更は、改正会社法の施行を条件に効力を生じる。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

第4号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件として、取締役（監査等委員であるものを除く。）として、諸藤敏一、吉本晋治、山本 健、西川孝之、國分正剛を選任する。

第6号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件として、監査等委員である取締役として、井手森生、吉戒 孝、柳澤賢二を選任する。

第7号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件

第4号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件として、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を、年額200,000千円以内に設定する。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第4号議案（定款一部変更の件）の効力発生を条件として、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額30,000千円以内に設定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果(賛成の割合)(注)4
第1号議案	31,434	34		(注)1	可決(98.61%)
第2号議案				(注)2	
諸藤 敏一	31,415	53			可決(98.55%)
吉本 晋治	31,415	53			可決(98.55%)
山本 健	31,415	53			可決(98.55%)
西川 孝之	31,399	69			可決(98.50%)
國分 正剛	31,407	61			可決(98.53%)
第3号議案				(注)2	
井手 森生	31,421	47			可決(98.57%)
吉戒 孝	31,397	71			可決(98.50%)
柳澤 賢二	31,408	60			可決(98.53%)
第4号議案	31,416	52		(注)3	可決(98.56%)
第5号議案				(注)2	
諸藤 敏一	31,411	57			可決(98.54%)
吉本 晋治	31,413	55			可決(98.55%)
山本 健	31,412	56			可決(98.54%)
西川 孝之	31,397	71			可決(98.50%)
國分 正剛	31,405	63			可決(98.52%)
第6号議案				(注)2	
井手 森生	31,414	54			可決(98.55%)
吉戒 孝	31,391	77			可決(98.48%)
柳澤 賢二	31,401	67			可決(98.51%)
第7号議案	31,368	100		(注)1	可決(98.41%)
第8号議案	31,382	86		(注)1	可決(98.45%)

- (注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
4. 賛成の割合は、本総会前日までに事前行使された議決権の数と当日出席した株主の議決権の数の合計数に対する、各議案に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の一部を加算しなかった理由

本総会前日までに事前行使された議決権の数と当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を集計した結果、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上